

目 次

令和3年5月臨時会

NO	議案番号	件 名
1	議案第36号	箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 36 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 5 月 25 日提出

箱根町議会議員	稲	葉	親太郎
〃	山	田	成 宣
〃	村	野	由紀子

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症による社会情勢を鑑み、議員自らが率先して身を削り、少しでも財源を確保する必要があるとの判断により、令和 3 年 6 月の期末手当の削減措置を講ずることとしたため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（期末手当に関する特例措置）

- 13 令和 3 年 6 月の期末手当の額は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、議会議長にあってはその 100 分の 30 に相当する額を、議会副議長及び議会議員にあってはその 100 分の 20 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。